

つつじが丘ナーサリー 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	学校法人永嶋学院
事業者の所在地	上尾市上野１０５３番地１
事業者の電話番号・FAX	電 話 ０４８－７２５－２６２２ FAX ０４８－７２５－２９１２
代表者氏名	理事長 永嶋 正史
定款の目的に定めた事業	公益を目的とする事業

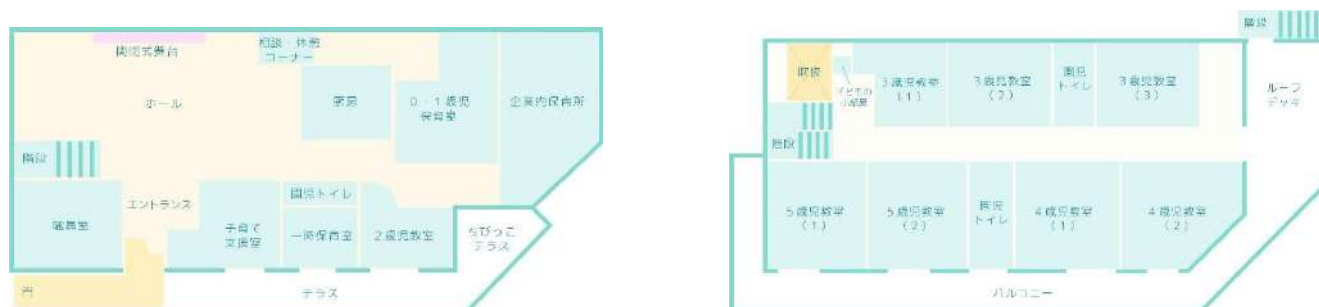
2 施設の概要

種 別	企業主導型保育所				
名 称	つつじが丘ナーサリー				
所 在 地	上尾市上野１０５３番地１				
電 話 番 号 ・ F A X	電 話 ０４８－７２５－２６２２ FAX ０４８－７２５－２９１２				
施 設 長 氏 名	浜津 晴美				
開 設 年 月 日	平成 29 年 4 月 1 日				
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）		0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児	合 計
	地域枠	1	4	4	9
	従業員枠	2	4	4	10
	(うち自社枠)				2
利 用 定 員 (従業員枠、地域枠別)	従業員枠：10 名（うち非正規 4 名） 地域枠：9 名以下				
取 扱 う 保 育 事 業	一時保育、延長保育、地域枠				

3 施設・設備の概要

敷地面積	3,026.91 m ²
園舎	鉄骨造 地上2階建て（延床面積 1,371.28 m ² ）
園庭	1,443.96 m ²
施設設備数	（つつじが丘認定こども園） 乳児室(0,1歳児)：1室 沐浴室：1室 調乳室：1室 保育室(2~5歳児)：8室 園児トイレ：3個 一時保育室：1室 子育て支援拠点：1室 授乳室：1室 遊戯室：1室 医務室：1室 職員室：1室 調理室：1室 倉庫：4個 誰でもトイレ：2個 （つつじが丘ナーサリー） 保育室：1室 沐浴室：1室 調乳室：1室
設備の種類	冷暖房、床暖房、扇風機

園舎平面図



4 施設の目的、運営方針

目	的	・乳幼児の保育および教育 ・職業生活と家庭生活の両立支援
運	営	方 針
		・乳幼児の健やかな育ちを支援するとともに教育を行います。 ・安心して出産・子育てができ、親と子がともに健やかに暮らせる地域をつくります ・子どもの人権が尊重され、のびのびと心豊かに成長できる環境をつくります ・新しい価値を創造し続け、子育てをしている全ての家庭を支援します

5 職員の職種、及び職務内容

職種	員数	職務内容
施設長	1	所属職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令などを遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用児童を全体的に把握し、園務全体をつかさどる。
保育教諭	4 以上	園児の教育及び保育について、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
事務員	1 以上	庶務及び会計事務又は園の諸用務に従事する。
学校医	1	当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 2 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校歯科医	1	当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 3 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
学校薬剤師	1	当園における保健管理に関する専門的事項に関し、学校保健安全法施行規則第 2 4 条に基づいて、技術及び指導に従事する。
栄養士 調理員	2	献立作成・調理し乳幼児の食事を提供する。 食育指導を行う。

6 教育・保育計画（年間）

ク ラ ス	教育・保育計画
0 歳 児	・衛生的で温かい環境のなかで健康に過ごせるようにするとともに情緒の安定を図る ・それぞれの発達に合わせて離乳の完了へ導くとともに歩行の開始、発語への意欲を育む ・聞く・見る・触れるなどの経験を通して感覚や手や指の発達を育む ・愛情豊かな保育者の受容により、信頼関係の基礎を培う
1 歳 児	・保健的で安全な環境を作り、一人ひとりの生理的欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る ・生活や遊びの中で言葉のやり取りや表現遊びをすることを楽しみ、他児にも関心が持てるようにする ・安心できる保育者との関係の中で、身の回りのことを自分でしようとする意欲を育てる ・探索活動を通して聞く・見る・触れるなどの経験をし、興味や好奇心をはぐくむ
2 歳 児	・自分の思いや欲求を言葉で表現しようとする気持ちを育む ・模倣やごっこ遊びを通して友だちとの関係を広げる ・基本的生活習慣を身につけ、自分の身の回りのことができる喜びを味わう ・様々な活動を通して、集団生活におけるマナーやルールを知る

7 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
0 歳児	○	○	○	○	(1050kcal) 50%
1 歳児	○	○	○	○	
2 歳児	○	○	○	○	

8 虐待の防止のための措置に関する事項

1	つつじが丘ナーサリー【学校法人永嶋学院】の設置者及び職員は児童福祉法第33条の10各号に掲げる以下の行為、その他児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。 ・ 入園児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 ・ 入園児童等にわいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。 ・ 入園児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保育施設職員としての保育業務を怠ること。 ・ 入園児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
2	児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条に基づき児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。
3	児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために毎年研修に職員派遣受講させています。

9 地域防災拠点、広域避難場所

ナーサリー近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	平方小学校（上尾市大字平方1346-1）
広域避難場所	秀明英光高等学校（上尾市上野1012）

10 緊急時における対応

教育・保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、園医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当ナーサリーが責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	上尾警察署（上尾市本町5丁目1番1号）
消防署	上尾消防署（上尾市大字上尾村537）

1 1 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	西田 明子
消防計画届出年月日	上尾市消防署 2019 年 9 月 1 日
避難訓練	火災および地震を想定した避難訓練（月 1 回）を実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

1 2 業務の質の評価について

つつじが丘ナーサリーの 自己評価	実施方法： 職員による保育内容などの自己評価を年 1 回行い、保育内容の向上に努めています。
職員研修実施状況	園内研修、外部研修（保育士資質向上研修他）

1 3 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	ナーサリー担任 電話番号 048-725-2622
相談・苦情解決責任者	園長 電話番号 048-725-2622
第三者委員	司法書士法人いしまる事務所 石丸主憲 電話番号 048-762-9893 社会福祉法人永寿荘評議委員会 濱本幸弘 電話番号 048-700-7081

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

1 4 提携施設

提携施設の種類	認定こども園
名称	つつじが丘認定こども園
所在地	上尾市上野 1053 番地 1
提携協力の概要	集団保育機会の提供 ・ 合同行事の開催

提携施設の種類	保育園
名称	おうぎの森保育園
所在地	さいたま市西区高木 598
提携協力の概要	集団保育機会の提供 ・ 合同行事の開催

提携施設の種類	保育園
名称	おうぎの森第二保育園
所在地	さいたま市西区高木 602 番地 1
提携協力の概要	集団保育機会の提供 ・ 合同行事の開催

1 5 保険について

補償の体制 (保険の内容等)	・【ナーサリー】あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 (免責特約) 支払限度額：3000 万円 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター (管理下における災害共済給付・免責特約) 障害 4000 万円 死亡 3000 万円
-------------------	--

その他、入園の手引きに記載

1 6 園医

内科	鯨坂 桂先生
歯科	秋山 郁雄先生
薬剤師	鯨坂 淑江先生

1 7 サービス内容・利用料について

保育料	0 歳児	¥37,100/月
	1 歳児以上	¥37,000/月
教育保育充実費	教材費・オムツ処理費等	¥5,500/年
食育充実費	食育活動や行事にかかる年間の経費	¥1,200/年
用品代	出席カード、帽子等	入園時 ¥2,000 程度 進級時 ¥700 程度
延長料金		¥100/30 分
超過料金		¥50/分

※住民税非課税世帯について、保育料無償です。

徴収方法：銀行引き落とし